

No.7 エコカー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・車検証の「使用者の住所」、「使用の本拠の位置」が市内であるもの ・リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの <p>※補助金の交付を受けた財産は5年間の保持が必要のため、リース契約期間が5年未満である場合は5年間の保持計画について確認を取る場合があります。</p>
補助対象経費	<p>車両本体購入費</p> <p>※リース契約の場合には、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する金額とする。</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号） ②事業概要書（別紙5号） ③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ⑤車検証の写し ⑥保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し ⑦充電コンセントに係る施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真） ⑧案内図（住宅地図等） ⑨建物所有者共有名義人同意書（書式4） ※申請者以外の名義人がいる場合 ⑩三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。

備考

- ・「エコカー」とは、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る「電気自動車」及び家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできる「プラグインハイブリッド自動車」及び車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る「燃料電池自動車」のことをいいます。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・「エコカー」の取得日は、車検証の登録年月日（交付年月日）とします。（※納車日ではありません）